

精神薄弱者等の財産管理に関する検討会 中間とりまとめの概要

平成9年9月

厚生省 精神薄弱者等の財産管理に関する検討会

1 精神薄弱者の財産管理をめぐる状況

精神薄弱者は、自己の権利を主張し、行使することに障害があるため、自己の財産を適切に保管し、有効に活用することが困難であるとともに、他者からの権利侵害を受けやすく、また、自ら侵害された権利の回復を図ることも困難である。

精神薄弱者が自らの財産を適切に保管し、有効に活用できるよう支援するとともに、他者からの財産侵害を未然に防止し、侵害を受けた場合にはその回復を支援するシステムの構築が求められている。

一部の地方公共団体において先進的な取り組みがみられる。

2 基本的考え方

精神薄弱者等の財産管理支援体制は、本人の自己決定権と本人の利益が最大限に尊重され、公正かつ、継続的に安定したシステムであり、全国的に実施可能なシステムとして構築されるべきである。

3 精神薄弱者の財産管理サービスの内容

財産の保管
財産の管理（狭義）…日常的な手続を代行
財産の利用（処分）の援助

財産の利用（処分）の代行
財産の侵害への対応の援助
財産の侵害への対応の代行

4 財産管理支援サービスの提供方法

「財産管理支援者」登録・紹介システムの構築
財産管理支援者が、精神薄弱者個々人の身边で継続的な支援を行う。
財産管理に関する専門的相談窓口の設置
法律等の専門知識が必要な相談に対しては、専門的な相談窓口を設置。

これらのシステムは、法務省において検討が行われている成年後見制度が実施される場合に、これを実効あるものとなるよう、精神薄弱者が容易に成年後見人を選任することができるよう支援するシステムとして位置づけ。

5 今後の検討課題

財産管理サービスの利用に関する契約に係る法律関係をどのように整理するか。
費用負担の在り方
財産管理サービス体制の運営主体
身上監護における権利擁護システムとの関係
痴呆性老人及び精神障害者並びに施設入所者の財産管理について

6 当面早急な取組が期待される事項

施設における預かり金の適正な管理のための
事務処理準則の策定

相談体制の充実及び関係行政機関の連携の強
化